

## 島根リハビリテーション学院ハラスメントの防止等に関する規則

(目的)

第1条 島根リハビリテーション学院(以下「本学院」という。)は基本的人権の擁護及び男女共同参画社会を実現するために、修学、就労、教育、研究及び受講のすべての場において、差別及びハラスメントのない健全で快適なすべての構成員の人権がひとしく尊重される環境づくりを目指す。

(趣旨)

第2条 この規則は、本学院のすべての構成員が、ハラスメントにより人権が侵害されることがないように、また、他の者の人権を侵害することのないように、修学環境及び就労環境を保障することを目的として、本学院におけるハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この規則において、用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「構成員」とは、本学院のすべての職員、学生並びにその他本学院において修学、教育、研究、研修及び受講する者をいう。
- 二 「関係者」とは、学生の保護者、本学院に関係のある業者等をいう。
- 三 「ハラスメント」とは、構成員である者が他の構成員及び関係者を不快にさせる不適切な言動並びに関係者が構成員である者を不快にさせる不適切な言動をいう。
- 四 「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため構成員である者の修学環境又は就労環境が害され、並びにハラスメントへの対応に起因して構成員である者が修学上又は就労上で不利益を受けることをいう。
- 五 「ハラスメント等」とは、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題をいう。
- 六 「ハラスメントの防止等」とは、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置をいう。

(学院長、教務部長、事務部長及び職員の責務)

第4条 学院長は、ハラスメント等の防止対策の推進及びハラスメント等による被害者の救済について責任を負う。

2 教務部長と事務部長は、学院長とともに本学院における前項の事項について責任を負うものとする。

3 職員は、構成員又は関係者からハラスメント等に関し相談を受けたときは、誠意をもって対応し、相談員への相談を勧めるなどの適切な措置に努めなければならない。

第5条 学院長は、次条に規定するハラスメント防止委員会から第14条の規定に基づく報告があり、ハラスメント等の事実関係があると認めた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(防止委員会)

第6条 ハラスメントの防止等に関し、適切な対策を講じるため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

第7条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び検討する。

- 一 ハラスメント等の防止のための啓発、研修及び環境づくり並びに排除に関すること。
- 二 ハラスメント等の苦情相談及び応急措置(ハラスメント等の防止又は排除のために緊急に対応すべき設置をいう。以下同じ。)体制に関すること。
- 三 ハラスメント等の事実関係の調査に関すること。

四 ハラスメント等に対する措置(応急措置を含む。)及び環境改善に関すること。

五 ハラスメント等の被害救済、当事者のアフターケア及びフォローアップに関すること

六 ハラスメント等の事例及び対応例の情報提供に関すること。

七 その他ハラスメントの防止等に関すること。

2 防止委員会は、前項の事項について、学院長の命を受け必要な措置等を実施することができる。

3 防止委員会は、第1項第4号に定める応急措置を緊急に実施する必要があると認めるときは、第12条に規定する緊急対策小委員会に応急措置を検討、実施させることができる。

第8条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 教員 2名(うち、1名は原則として女性とする。)

二 事務職員 2名(このうちの1名は女性とする。)

三 その他学院長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号の委員は各学科長の推薦に基づき、学院長が任命する。

3 第1項第2号の委員は、事務部長の推薦に基づき、学院長が任命する。

4 第1項第3号の委員は、女性の意見が反映できるように学院長が選考し任命する。

5 第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、委員長は、学院長が指名する教務部長をもって充てる。

第9条 防止委員会は、委員長が招集し、議長は、委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第10条 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 防止委員会は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第7条第1項第2号から第5号までに掲げる事項については、出席委員の3分の2以上の多数をもって議決する。

第11条 防止委員会が必要と認めたときは、防止委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

2 防止委員会が必要と認めたときは、構成員及び関係者以外の者の意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第12条 防止委員会は、次の各号に該当する場合に、ハラスメントの事実関係の調査に当たるため、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

一 第14条第3項に規定する報告があり、事実関係を調査する必要性が生じたとき。

二 前号に掲げる以外で、ハラスメントに関する苦情相談についての事実関係を調査する必要性が生じたとき。

2 調査委員会委員は苦情相談に防止委員と共にあたる。

第13条 防止委員会は、調査委員会の調査結果に基づき、学院長に経過及び結果を報告しなければならない。

(相談員)

第14条 ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置し、防止委員4名のうち教員及び事務職員各1名をもって充てる。

2 相談員は、各学科長及び事務部長の推薦に基づき学院長が任命する。

3 相談員は、苦情相談に対応するとともに、相談内容を記録し、相談者の承諾を得て防止委員会に報告しなければならない。

4 相談員は、苦情相談に関する対応能力の向上に努めなければならない。

(相談窓口)

第15条 ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、次の各号に掲げるハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

- 一 教務事務室
- 二 学院事務室
- 三 その他相談員が指定する場所

(防止委員会委員、調査委員会委員及び相談員の責務)

第16条 防止委員会委員、調査委員会委員及び相談員は、ハラスメントに関する対応に当たって、当事者及びその他の関係者から公正な事情聴取を行うものとし、当事者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第17条 防止委員会及び調査委員会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年2月20日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される第8条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

